

消 防 安 第 1 4 号  
平成14年5月22日

各都道府県消防主管部長 殿

消防庁防火安全室長

小規模雑居ビルの防火安全に係る啓発リーフレットの作製について

小規模雑居ビルの防火安全対策については、昨年12月26日の消防審議会答申を踏まえ、消防法の改正等により推進しているところですが、本答申に盛り込まれている「小規模雑居ビルの防火安全に係る啓発の推進」(別紙参照)に資するため、違反是正支援センターと共同で、別添のとおり、[小規模雑居ビルの関係者向けのリーフレット](#)(標題「消防法が強化されました!」)及び[国民向けのリーフレット](#)(標題「ビル火災が、あなたの命を奪います!!」)を作製しました。

つきましては、本リーフレットが、消防審議会の答申の趣旨に沿って効果的に活用できるようお取りはからいいただくとともに貴都道府県内の市町村にもその旨ご周知下さい。

なお、近日中に消防庁ホームページに、本リーフレットを掲載する予定です。

## 別 紙

消防審議会答申（平成13年12月26日）（抄）

### 第2 防火管理の徹底

1 （略）

2 （略）

#### 3 小規模雑居ビルの防火安全に係る啓発の推進

（地域社会との連携）

小規模雑居ビルの火災危険性について当該ビルの関係者に十分理解してもらうため、自治会、商工関係団体、料理飲食業組合、消防団、自主防災組織等と連携して、小規模雑居ビルの防火上のポイントを記載したパンフレット等を配布するなどの啓発活動を行う必要がある。

（国民への周知）

小規模雑居ビルの火災危険性に関する啓発を推進する観点から、小規模雑居ビルの火災危険性に係るチェックポイント、火災発生時の対応方策等について、パンフレットやホームページ等を通じ、国民に周知を図る必要がある。